

消費者庁よりお知らせ
〜危険ドラッグについて〜

最近、危険ドラッグの乱用者による深刻な事故などが多発したことを受け、消費者庁では危険ドラッグに関するウェブサイトを(www.caa.go.jp/adjustments/index_20.html)を開設しました。

◆危険ドラッグとは

①**身体に悪影響を及ぼす非常に危険な薬物**

脳を刺激して興奮させる作用、鎮める作用、幻覚を起こす作用などがあります。そのため「一度だけ」のつもりでも、再び同じ感覚を味わいたくなり、繰り返し薬物を手を出してしまうようになります。薬物によっては特有の禁断症状が現れるため、禁断症状の苦しさを解消するために、さらに乱用を繰り返すこととなります。

②**合法と称して販売する商品の中に麻薬などが含まれていた例も**

危険ドラッグは、繁華街やインターネットなどで「合法」であると称して販売されていることがあり、軽い気持ちで手を出す人が少なくありません。覚醒剤や麻薬などの規制薬物よりも危険な物質が

含まれていることもあり、大変危険な薬物です。一度の使用で死んでしまうこともあります。絶対に使用しないでください。

③**所持しているだけで犯罪に**

薬事法改正に伴い、平成26年4月1日より指定薬物の輸入、製造、販売、授与目的での貯蔵、陳列の禁止に加え、所持、使用、購入、譲り受けも禁止されています。

脱法ドラッグ、合法ハーブなどと称して販売されているもの指定薬物が含まれることがあります。指定薬物を含む危険ドラッグを所持、使用するなどして薬事法に違反した場合は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはどちらの罰も科されます。

◆**薬物問題相談窓口**

高知県精神保健福祉センター
☎088-821-4966
高知県警「覚せい剤相談電話」
☎088-823-4093

○お問い合わせ

消費者庁消費者政策課
☎03-3507-9261
黒潮町役場本庁産業推進室
商工観光係
☎43-2113(課直通)

幡多広域消費生活センター便り
プロバイダー契約にクーリング・オフは適用されません!
〜インターネット接続回線の契約は書面などで十分な確認を〜

インターネット接続回線の契約は、サービスの内容や仕組みが複雑で、耳慣れない言葉も多く分かりにくいいため、十分理解しないまま契約し、トラブルになるケースが増えています。

「安くなると聞いて契約したが、今までより料金が高くなった」「電話で急がされ、必要のない契約をしてしまった」「解約しようとしたら、高額な解約料を請求された」など、契約や解約のトラブルに関する相談が寄せられています。

◆**通信サービスは「クーリング・オフ」ができない**

電気事業法の対象となる通信サービスは、電話勧誘販売や訪問販売であっても、特定商取引法の適用がないため、法律上のクーリング・オフ制度がありません。慎重に判断しましょう。

◆**口頭でも契約は成立する**

勧誘時に、契約について口頭で承諾していれば、法定書面などの交付がなくても、その時点で契約が成立します。必要がなければき

っぱり断りましょう。

◆**遠隔操作はきっぱり断る**

事業者は遠隔操作を許可することは、自分のパソコンのセキュリティを危険にさらすことにもつながりかねません。安易に遠隔操作させることは絶対にやめましょう。

◆**あきらめずに早めに相談を**

通信事業者の自主基準により、一定期間内の無償解約が可能な場合があります。事業者に相談しても解決しない場合は、早めに左記へ相談しましょう。

○**ご相談・お問い合わせ**

幡多広域消費生活センター
月〜金曜日 午前9時〜正午・
午後1時〜5時(祝日・年末年始を除く)
☎34-6301
☎34-6295

黒潮町役場本庁産業推進室
商工観光係
☎43-2113(課直通)